

定款のチェックポイント

NPO法の改正に伴い、NPO法人の定款の変更が必要な場合があります。下記に定款のチェックポイントを掲げましたので、定款変更の必要性について、チェックをしてくださるようお願いいたします。

なお、定款変更を行う場合は、定款の定めに従い総会において定款変更の議決を経た上で、下記の1から6については、定款変更の認証申請を行う必要があります。ただし、下記の6のうち、「事業報告及び決算」の条文のみの変更については、定款変更の届出で足りります。

また、堺市では定款変更の認証についても、設立の認証時と同様に事前相談を受け付けておりますのでご活用ください。

1 活動の種類 (法第2条第1項別表関係)

NPO法第2条別表で定める活動の種類が追加されたため、第2条別表第1号から第3号の

- ・「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」
- ・「社会教育の推進を図る活動」
- ・「まちづくりの推進を図る活動」

以外の活動の種類が変更されています。

定款に法別表の号数を規定している場合は、定款変更が必要な場合があります。

例1：法別表の号数を定款に規定していない場合

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の保健、医療又は福祉の増進を図る活動及び子どもの健全育成を図る活動を行う。

⇒定款変更の必要はありません。

例2：法別表の号数とともに、活動の種類を具体的に規定している場合

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)及び第11号(子どもの健全育成を図る活動)を行う。

⇒号数に齟齬がある(子どもの健全育成を図る活動は、法改正により、11号から13号へ変更となっています。)ため、定款変更が必要ですが、具体的な活動の種類が明示されているため、直ちに定款変更を行わずに、他の事項の変更により、定款変更の認証申請を行う際に併せて変更をすることも可能です。

例3：法別表の号数のみを規定している場合

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号及び第11号の活動を行う。

⇒速やかに定款変更を行う必要があります。

2 理事の代表権 (法第16条関係)

代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となります。定款に理事の代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合は、平成24年9月30日までに、その旨の登記と代表権を有さない理事の登記の抹消が必要です。

例1：理事長が法人を代表すること及び他の理事が代表しないことを規定している場合

(職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

⇒代表権の範囲又は制限に関する定めと、代表権を有さない理事の登記の抹消が必要です。

反対に、理事長以外の理事の代表権を制限しない場合には、下記例3のように、速やかに定款変更を行う必要があります。

例2：理事長が法人を代表することを規定している場合

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括(総理)する。

⇒代表権の範囲又は制限に関する定めと、代表権を有さない理事の登記の抹消が必要です。また、理事長以外の理事に代表権がないことを明らかにするため、上記例1のように、定款変更をすることが望ましいと考えられます。

反対に、理事長以外の理事の代表権を制限しない場合には、下記例3のように、速やかに定款変更を行う必要があります。

(注意)

理事の代表権が制限されている法人で、代表権を有する者が理事長1人の場合において、理事長が欠けたときは、

- ①定款において職務代行者の規定があれば、当該職務代行者を登記する、又は
- ②定款の定めに従い、直ちに代表権を有する理事長を選任のうえ登記する、などの対応が必要となります。

例3：理事長以外の理事も法人を代表することを規定している場合

(職務)

第13条 すべての理事は、この法人を代表する。

⇒すべての理事が代表権を有することでよい場合は、定款変更の必要はありません。

反対に、理事長のみが法人を代表することにする場合は、上記例1のように、速やかに定款を変更し、代表権を有さないこととなる理事の登記の抹消が必要です。

3 電磁的方法 (法第14条の7第3項関係)

社員総会における社員の表決権を書面で行使する場合に、書面による表決に代えて電磁的方法により表決することができることとされていますが、この「電磁的方法」については、都道府県の条例で定めることとされていましたが、法改正により、内閣府令で定めることに変更されました。

この変更に伴い、定款で「電磁的方法」を「大阪府の条例で定めるものをいう。」や「所轄庁で定めるものという。」と規定している場合には、その文言を削除するか、又は当該文言を「内閣府令で定めるものをいう。」に変更する定款の変更が必要です。

例：「大阪府の条例で定めるものをいう。」という文言を使用している場合

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法(大阪府条例で定めるものをいう。)をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

⇒他の事項の変更により、定款を変更する機会に、「(大阪府条例で定めるものをいう。)」の部分削除するか、又は当該文言を「(内閣府令で定めるものをいう。)」に変更する定款変更を行う必要があります。

4 定款の変更 (法第 25 条関係)

定款変更について定めた法第 25 条が改正され、定款変更の届出事項が拡大されました。定款で、法の条文を引用し、法の条文で使用されていた「軽微な事項」という文言を使用している場合は、「軽微な事項」という文言がなくなったため、定款変更が必要です。

例：法第 25 条第 3 項に規定していた「軽微な事項」という文言やその事項を規定している場合

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

⇒下記の規定例のように、「軽微な事項」や所轄庁の認証を要しない事項を削除する定款変更を行う必要があります。

法改正後の定款の規定例

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

5 その他の事業の収益 (法第 5 条関係)

NPO 法第 5 条において、『その他の事業を行う場合において、「収益を生じたときは」、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない』という規定がありましたが、「収益」という文言が「利益」という文言に変更されました。

例：「収益」という文言を使用している場合

(事業の種類)

第5条

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

⇒他の事項の変更により、定款を変更する機会に、「収益」を「利益」への変更を併せて行ってください。

6 活動計算書 (法第27条関係)

毎事業年度終了後、NPO法人が作成し、備え置くこととされている会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたことに伴い、定款で「収支計算書」を作成する旨を規定している場合、「活動計算書」へ変更が必要な場合があります。

例：「収支予算」、「収支決算」、「収支計算書」という文言を使用している場合

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) ～ (10) (略)

(事業報告及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

⇒「収支計算書」を「活動計算書」に変更する法改正は、経過措置として、当分の間は、「活動計算書」に代えて、「収支計算書」を作成し、備え置くことができるとされています。このため、当分の間、「収支計算書」を作成することとしている場合は、定款の変更は必要ありません。

反対に、改正の趣旨を踏まえ、「活動計算書」を作成する場合は、「収支計算書」を「活動計算書」に定款を変更する必要があります。

なお、「活動計算書」と変更する場合において、定款に「収支予算」、「収支決算」という文言がある場合は、整合性を図る観点から、それぞれ「活動予算」、「活動決算」に定款を変更する必要があります。